令和元年（２０１９年）７月９日
中野駅周辺整備・都市観光調査特別委員会資料
まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課

中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業の施行要請について

中野駅新北口駅前エリアにおける街区再編は、平成３１年３月に都市計画決定した土地区画整理事業により行うものとしている。区は事業の施行に向け、独立行政法人都市再生機構（以下「ＵＲ都市機構」という。）に対し、以下のとおり施行要請を行う。

１．事業の概要について

名　　称：中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業
施行区域：中野四丁目の一部（別図のとおり）
施行面積：約５．１ha

２．施行要請について

（１）ＵＲ都市機構による施行について

中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業は、中野区、東京都、国などが所有する公有地等を活用し、中野駅前の根幹的な基盤整備や街区再編を行うものであり、公的主体による事業実施が求められる。また、当地区で一体的な施行を想定している市街地再開発事業をはじめ、中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備やその他近接する各整備事業との複雑な工事調整が必要であることから、まちづくりや工事に関する専門的な能力や知見が必要となる。

上記の理由から、公的機関であり、かつ豊富なまちづくり実績を有するＵＲ都市機構による施行を予定する。

（２）今後の手続きについて

ＵＲ都市機構による施行に向け、ＵＲ都市機構に対し、独立行政法人都市再生機構法第１４条第１項に基づく土地区画整理事業の施行要請を行う。

また、区とＵＲ都市機構で、土地区画整理事業の実施における役割分担やその他基本事項について協議の上、協定を締結する。

３．今後の予定

令和元年９月	ＵＲ都市機構への施行要請 協定締結
令和元年１０月以降	事業認可手続き

別図

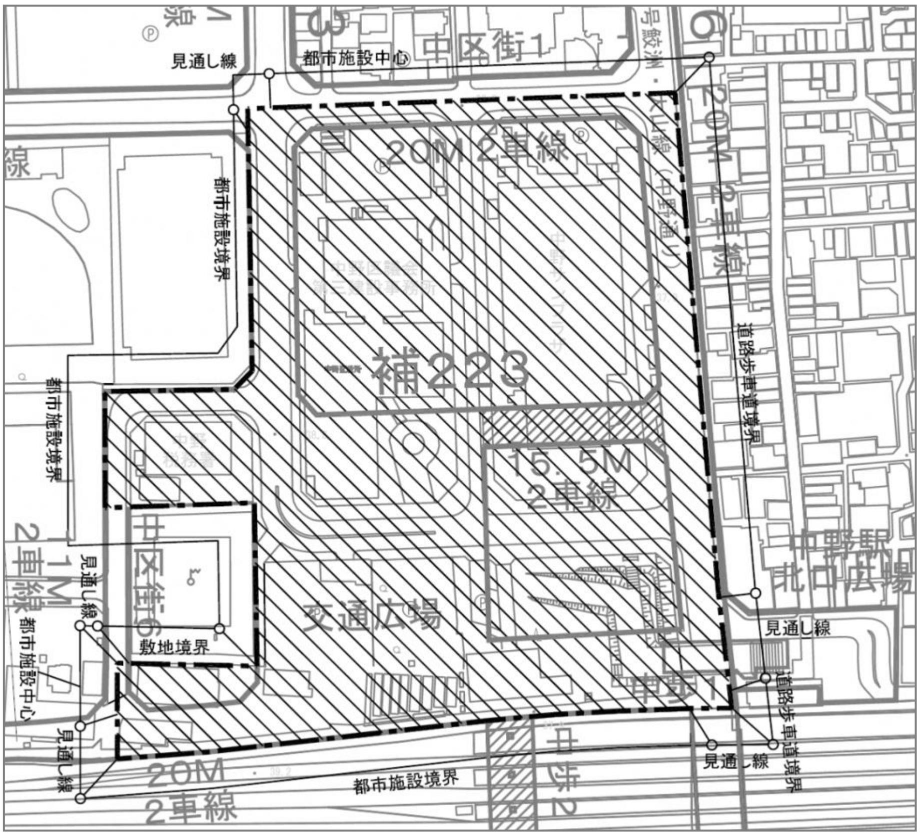

凡　例	
	施行区域（約5.1ha）

凡　例	
	都市計画道路線
	立体的な範囲